

2026年4月から自転車にも交通反則通告制度が適用されます

① 違反現場での手続

交通違反を発見した警察官は、違反者を呼び止め、違反現場での手続が始まります。

警察官は、違反者の特定を行うほか、事実関係を検査し、実況見分調書を作成したり、違反者の供述を聞き取って供述調書を作成したりするなどします。

現場での手続は、時間を要することがあります。



② 出頭・取調べ

違反者は、求められたときに出頭をし、警察官・検察官からの取調べを受けます。



③ 裁判

捜査の結果、検察官が起訴したときは裁判を受けます。



④ 罰金の納付等

裁判所で有罪となると、罰金を納付するなどする必要があり、いわゆる「前科」がつきます。

イ 青切符導入後の手続（青切符による手続又は赤切符等による刑事手続）

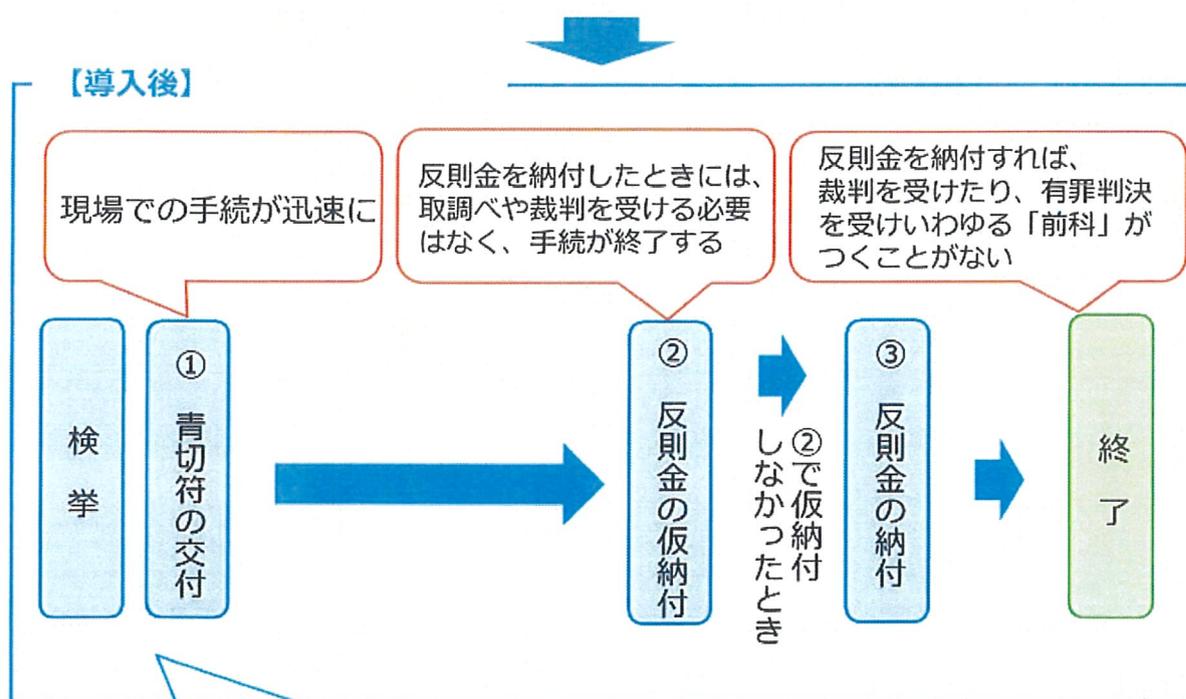
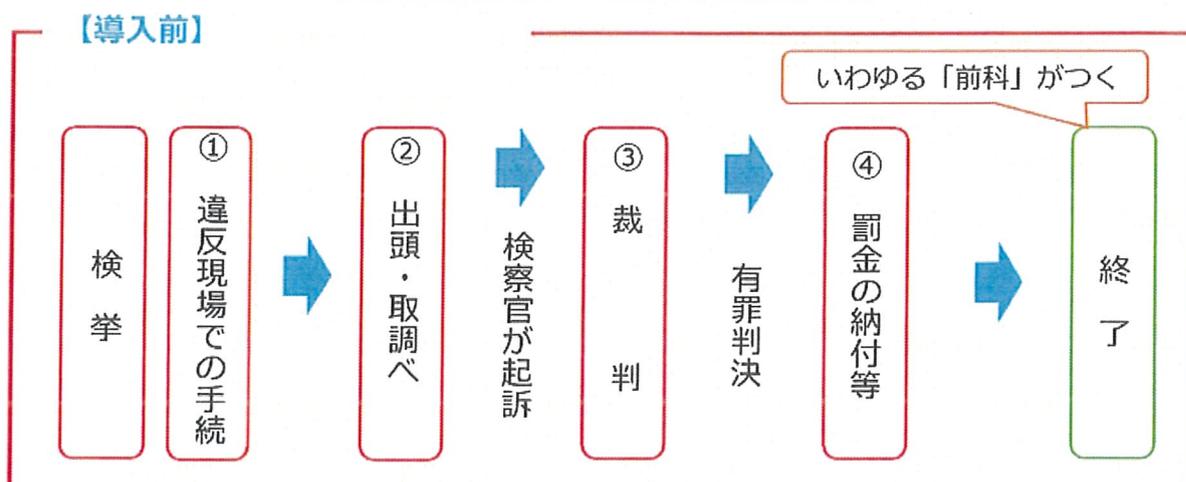
交通反則通告制度が自転車の交通違反に導入されると、16歳以上の者が行った自転車の「反則行為」に対して、青切符による処理が行われます。

反則行為は、法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものが法で定められています。

青切符が導入された後は、16歳以上の者が自転車の反則行為で検挙されたとき、次の手続が進みます。

- * 重大な違反をしたとき、交通事故を起こしたとき、被疑者が住所・氏名を明らかにしないときや逃亡したとき、反則行為の成否について争うときは、刑事手続による処理が行われます

青切符の導入前と導入後の違い



青切符の対象は、16歳以上の者が行った反則行為に限られる。

- * 酒酔い運転（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自転車を運転する行為）・酒気帯び運転（血中0.3mg/ml又は呼気中0.15mg/l以上のアルコールを保有して自転車を運転する行為）、妨害運転、携帯電話使用等（交通の危険）（携帯電話・スマートフォン等を使用して、歩行者の通行を妨害するなどして、実際に交通の危険を生じさせる行為）といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続により処理されます

！一時停止しない場合も違反です！